社会福祉法人　尼崎武庫川園　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和３年４月１日　～　令和６年３月３１日までの３年間
２．内容

目標１：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度を管理職や事務員が理解し、職員に周知・情報提供を行う

〈対策〉
令和３年１０月から
●制度に関するパンフレットを職員に配布する
　その際男性が取得できることも周知する
●相談窓口を設置し、個別に面談を行う

目標２：産前休業に入る前と育児休業復職前に取得者に対し、休業中に行う自己啓発のための研修や情報の提供を行う

〈対策〉
●令和３年　８月より
　法人研修・内部研修の案内を行い、年２回程度オンライン研修への参加を促す
●法人内で行う研修資料を配布する